

前橋市監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年1月17日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

内 監

令和2年1月17日

前 橋 市 長 山 本 龍 様

前橋市議会議長 阿部忠幸様

前橋市監査委員

福 田 清 和

同

田 村 盛 好

同

藤 江 彰

同

富 田 公 隆

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者に対する監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、意見を添えて、別紙のとおり報告します。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査対象団体

公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）のうち、下記の団体を抽出し監査しました。

前橋地域振興連携機構共同企業体（対象施設所管課：公園管理事務所）

2 監査期間

令和元年11月25日から令和2年1月17日まで

3 監査対象

平成30年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象としました。

4 監査方法

公の施設の管理に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、団体から概要聴取を行い、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。また、監査対象団体が管理を行っている市有施設が適切に管理されているかを確認するため、実地監査も行いました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用料金等が適正に収納されているか。
- ・施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ・公の施設管理に係る収支と他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・公の施設管理に係る収支会計経理及び出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・施設の安全管理及び衛生管理は良好か。また、施設の管理マニュアルや緊急時の対応マニュアルはあるか。

（所管課関係）

- ・指定管理者の指定手続きは、適正・公正に行われているか。
- ・協定書の締結は適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ・事業報告書等により業務の実施状況及び施設の管理状況を把握し、必要な指示を適切に行っているか。

5 監査結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務については、改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に団体及び市所管

課に対して改善等を指導しました。

(1) 公の施設の指定管理者：前橋地域振興連携機構共同企業体

(指摘事項 3 件、要望事項 1 件)

ア 指定管理業務に係る経理の明確化について (指摘事項)

指定管理業務に係る収支において、複数の口座が使用されており、また、本業務に係る各勘定科目の収支内訳を記載した帳簿等が作成されておらず、本業務に係る経理とその他の経理とが明確に区分されていない状況であった。

本事項は前回指摘事項であり、その対応について平成 28 年 7 月 25 日付措置通知において「全て明確となる事務処理を行うように改善した。」との回答があったにもかかわらず、全く改善されていない状況であった。

また、指定管理業務で使用する経費か疑義が生じる領収書が多数あった。

公の施設の管理に関する基本協定書にのっとり適正な経理を行うよう早急に改善されたい。

イ 業務計画書について (指摘事項)

業務計画書の承認手続きにおいて、令和元年度の指定管理業務に係る業務計画書が提出されておらず、市の承認を得ていなかった。

公の施設の管理に関する基本協定書、年度協定書、指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務を行うよう改善されたい。

ウ 施設設備機械等の保守点検管理業務について (指摘事項)

仕様書で定められた施設設備機械等の保守点検管理業務において、一部を除き点検結果を市に報告しておらず、適正に業務が実施されているか疑義が生じる状況であった。

指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務を行うよう改善されたい。

エ 入湯税について (要望事項)

入湯税の申告において、月報で報告された入場者数と入湯税納入申告書の入場者数に差が生じており、納入された入湯税金額に疑義が生じる状況であった。

入場者数に差異が生じた原因を究明し、その結果に基づき適正に対処されたい。

(2) 公園管理事務所 (指摘事項 7 件)

ア 業務計画書について (指摘事項)

業務計画書の承認手続きにおいて、指定管理者から令和元年度の業務計画書の提出を受けておらず、催促もしていないことから当該年度の業務計画の承認が行われていない状況であった。

公の施設の管理に関する基本協定書、年度協定書、指定管理業務仕様書にのっとり指定管理者に対して業務計画書の提出を行うよう指導するとともに、業務計画書の内容を精査し、適正な指定管理業務が行われるよう改善されたい。

イ 協定事項等について (指摘事項)

前回の監査において、市と指定管理者における認識不足や双方の見解の相違などにより、指定管理業務仕様書にのっとり運用が行われていないものがあり、協定事項や仕様内容について精査するよう要望したところであるが、協定事項等の見直しが不十分な状況であり、現状では前例踏襲により業務が行われている。

安定的かつ効率的な施設運営の継続を最優先しながら、現状にそぐわない協定事

項等については早急に見直しを行うなど、適正な指定管理業務が行われるよう改善されたい。

ウ 指定管理者が使用する備品について（指摘事項）

指定管理者が使用する市有備品において、指定管理者に対して、備品一覧表の提示を行っていなかった。また、財務規則で規定する備品確認の状況も不十分であった。さらに、備品の実査を行ったところ、所在が不明なもの、表示標の貼付がないものなどが見受けられた。

公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり指定管理者に対して適正な備品管理を行うよう指導するとともに、市所管課として財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

エ 保守点検管理業務等について（指摘事項）

指定管理者が実施する施設設備機械等の保守点検管理業務において、指定管理業務仕様書では業務の一部を第三者に委託する場合には、書面をもって市と協議し、了承を得ることを定めているが、その手続きが行われておらず、業務委託の状況を正確に把握していなかった。

また、一部を除き業務の実施結果報告を受けておらず、結果の提出について催促も行っていない。

指定管理業務仕様書にのっとり指定管理者に対して適正な手続きを行うよう指導するとともに、第三者への業務委託の状況や業務の実施状況を把握し、必要に応じて適切な措置を行うなど、施設の安全な管理運営を徹底されたい。

オ 指定管理業務に係る収支報告書について（指摘事項）

指定管理者から提出された事業報告書の確認において、収支計画書と収支報告書の勘定科目の整合が図られておらず、また、収支報告書の記載内容では指定管理業務に係る収支の状況が正確に判断できない状況であった。

指定管理業務に係る経理が適正に行われているか確認するため、収支計画書と収支報告書の記載方法の見直しや収支の内訳がわかる資料の添付を別途求めるなど、指定管理者に対して事業報告書の提出について指導するとともに、事業報告書の内容を精査し、適正な指定管理業務が行われるよう改善されたい。

カ 回数利用券の精算について（指摘事項）

平成28年度から平成30年度までの期間に使用された回数利用券の精算において、年度協定書では、使用された枚数に応じた金額を請求に基づき支払うと定めているが、利用実績があるにもかかわらず、その支払を行っていない。

指定管理者に対して早急に請求書の提出を求め、年度協定書にのっとり支払われたい。

キ 土地の賃貸借契約について（指摘事項）

ふれあい館駐車場用地等の土地の賃借において、平成30年度以降、賃貸借契約を締結しておらず、賃借料の支出も行っていない。

早急に契約締結の手続きを進めるなど、適正な事務処理を行うよう改善されたい。